

食品表示制度の抜本改正を求める意見書

繰り返される加工食品の産地偽装事件や毒物混入事件を受け、食の安全が強く求められており、さらには、多くの消費者が国産食品を求め、自給力向上を望んでいる。

しかしながら、冷凍食品を始めとする加工食品については、原料のトレーサビリティ制度が確立されておらず、また、一部を除き、原料原産地の表示義務が課せられていないため、消費者が食品の安全性を確認することができない。

さらに、遺伝子組換え食品については、一部の食品に表示義務が課せられているものの、すべての食品で義務化されてはおらず、また、クローン家畜由来食品についても表示義務が課せられていないところであるが、これらの食品に対しては、多くの消費者がその安全性に不安を抱いている。

よって、国におかれては、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を確保し、命の基本となる食料の自給力向上及び食の安全・安心の回復を図るため、偽装表示に対する取組を進めるとともに、食品表示制度の抜本改正に向け、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 加工食品の原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を義務化すること。
- 2 すべての遺伝子組換え食品・飼料の表示を義務化すること。
- 3 クローン家畜由来食品については、安全性を十分確認するとともに、表示を義務化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 あて
厚生労働大臣
農林水産大臣
消費者及び食品安全担当大臣

意見書案第2号

医療費助成制度に関する意見書

神奈川県内各市町村における重度障害者医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業及び小児医療費助成事業は、障害者や子どもたちの健康保持と生活の安定を目的として、県の補助を受けて実施している。

しかしながら、県は、各医療費助成事業における一部負担金の導入を決定し、平成20年10月より順次実施してきたところであり、さらに、重度障害者医療費助成事業においては、65歳以上の新規対象者を助成の対象外とする対象者の見直しに加え、昨年10月からは所得制限を導入するなど、利用者への負担を強いるものとなっている。

こうした県の制度の見直しに対し、本市を含む県内各市町村の多くは障害者や子育て世帯に対する影響を配慮し、各市町村の負担により従前の助成水準を維持してきたところであるが、厳しい財政状況に加え、県費補助率は事業開始以降段階的に引き下げられており、事業継続に係る財源の確保が喫緊の課題となっている。

よって、県におかれでは、各市町村の実情を理解され、今後も安定的・継続的に事業を運営していくよう、医療費助成事業に係る費用に対し十分に配慮されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 あて

意見書案第3号

国会議員の政治倫理の更なる向上及び政治資金規正法の制裁強化を求める
意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成22年3月15日

川崎市議會議長 潮田智信様

提出者 川崎市議會議員 大島 明

" 岩崎善幸

" 竹間幸一

" 佐々木由美子

" 猪股美恵

国会議員の政治倫理の更なる向上及び政治資金規正法の制裁強化を求める意見書

現在、国会では、現職の内閣総理大臣及び与党幹事長という要職にある国会議員による脱税や偽装献金、違法献金等と誤解されかねない虚偽記載があった問題で、政治資金規正法違反により、関係者が逮捕・起訴され、さらには、国務大臣や与党国会議員の事務所費問題、労働組合から違法な政治資金を提供していたとされる問題など異例の事態が相次いで生じている。

こうした事態について、関係する国会議員から主権者である国民に対して明確な説明がなされていないことから、国民世論に政治不信を呼び起こし、不安と疑惑が生じている。

今回の事件は決して秘書らの責任やミスで終結させができるものではなく、本来政治資金の会計責任者を選任し、監督する義務は国会議員が負うべきものであり、秘書等の不祥事の責任は当然にその国会議員の責任となることは明白である。

たとえ、法的責任は免れたとしても、政治的・道義的責任は問われなければならず、国会の責務として解明をすべき国会議員自らの政治倫理が問われる問題である。

現在の政治資金規正法第25条第2項には、政治団体の代表者が「会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠ったときは、50万円以下の罰金に処する」と規定されているが、不正を犯した会計責任者を選任する段階で「相当の注意を怠った」と立証することは、実際には困難であり、実効性に欠けていると言わざるを得ない。

したがって、会計責任者の「選任及び監督」を「選任又は監督」とし、政治団体の代表者が会計責任者の監督についてだけでも「相当の注意」を怠れば連座制を問えるよう同法を改めるべきである。

よって、国におかれでは、国会への信頼回復を図るために、今回の事件の疑惑解明に向けた取組を行うことにより、国民への説明責任を果たすとともに、国会議員の政治倫理の更なる向上に努め、政治資金規正法の制裁強化をされるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長 あて
内閣総理大臣
総務大臣

意見書案第4号

子ども手当の財源の全額国庫負担等を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成22年3月15日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者 川崎市議会議員 大島 明

岩崎善幸

竹間幸一

佐々木由美子

猪股美恵

子ども手当の財源の全額国庫負担等を求める意見書

国の平成22年度当初予算案に、中学校卒業までの子ども1人当たり月額13,000円の子ども手当の支給が盛り込まれ、給付費総額は、2兆2,554億円とされているが、平成23年度以降は、子ども1人当たり月額26,000円の支給となるため、更なる財源の確保が必要となっている。

この間、国は、平成22年度の財源確保のため、従来の児童手当との併給を持ち出し、地方自治体及び事業主の負担継続を図ったが、そのため、地方六団体はもとより、一部の地方自治体では、これを国が一方的に新たな地方負担を求めるものとし、「子ども手当の地方負担に反対する緊急声明」や給付事務のボイコットを表明した。

しかしながら、反対やボイコットに固執すれば、住民の不利益につながることは明らかであり、地方自治体の多くが、平成22年度予算案に子ども手当関連予算を計上したところである。

よって、国におかれては、地方自治体の実情を踏まえ、子ども手当の支給に当たって、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 平成23年度以降の子ども手当は、国の責任として実施すべきであり、財源は全額国庫負担とすること。平成22年度の支給に当たっては、地方の事務負担や費用負担について十分に配慮すること。
 - 2 子ども手当によって目指す国の中長期ビジョンと、平成23年度以降に子ども手当を支給する上での財源確保の展望を示すこと。その際、納税者である国民の理解を十分に得られる内容とすること。
 - 3 子ども手当のような現金の直接給付だけではなく、子育てをしやすい環境整備にも配慮していくこと。
 - 4 平成23年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、国と地方の役割分担とその理由を明確にするとともに、国と地方の十分な意見交換の場を設けること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

意見書案第5号

介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成22年3月15日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者 川崎市議会議員 大島 明

〃 岩崎善幸

〃 竹間幸一

〃 佐々木由美子

〃 猪股美恵

介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書

介護保険制度の開始から10年が経過したが、介護現場では深刻な問題が山積している。特に、特別養護老人ホームの入所待機者は42万人にも上り、在宅介護における家族に与える心身への負担など、深刻な状況にある。

また、サービス利用者やその家族からは生活実態に即したサービスや介護施設の確保、経済的負担の軽減について、介護事業者や介護従事者などからは介護報酬や待遇の改善についてなど、数多くの要望が上がってきてている。

さらに、平成37年には、「団塊の世代」が75歳を迎えることから、今後、進展する超高齢社会を見据え、安心して老後を暮らせる社会の実現を目指すためには、多くの見直しが求められ、平成24年に行われる介護保険制度の改正では、抜本的な制度設計の見直しが必要である。

よって、国におかれでは、介護保険制度の抜本的な基盤整備を行うために、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 早急に介護施設の待機者解消を目指すため、特別養護老人ホーム、老人保健施設及び介護療養型医療施設の介護3施設を倍増させ、ケアハウスなどの特定施設及びグループホームを3倍に増加させるなど、介護施設の大幅な拡充を行うこと。
- 2 在宅介護への支援を強化するため、24時間365日訪問介護サービスの大幅な拡充を行うほか、家族介護において休息がとれるようレスパイト（休息）ケア事業を大幅に拡大し、在宅介護の支援強化を行うこと。
- 3 煩雑な事務処理の仕分を行い、手続きや要介護認定審査を簡素化し、容易に利用できる制度に転換すること。
- 4 介護従事者の待遇改善につながる介護報酬の引上げを行うこと。
- 5 介護保険料の上昇を抑制するため、公費負担割合を5割から、当面6割に引き上げ、平成37年には、介護保険の3分の2を公費負担で賄い、公費負担割合の引上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

意見書案第 6 号

国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 22 年 3 月 15 日

川崎市議會議長 潮 田 智 信 様

提出者 川崎市議會議員 大 島 明

〃 岩 崎 善 幸

〃 竹 間 幸 一

〃 猪 股 美 恵

国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書

国民健康保険は、昭和33年の国民健康保険法によって、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第25条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化された。

現在、国民健康保険加入者の状況は、高齢者が増え、さらに、失業者や非正規雇用者も増えていることが想定され、国民健康保険は、以前にも増して低所得者を多く抱える構造となっている。

しかしながら、加入者の所得が低下しているにもかかわらず、年々保険料が上がっているため、保険料の支払が困難となっている世帯が増えている。

一方、国民健康保険事業には、その健全運営に対する国の責任があるため、国庫負担が定められているが、国庫負担の基準は、昭和59年までは医療費の約45%であったものが隨時引き下げられ、現在では、医療費から患者負担を除いた医療給付費の約43%にまで減っており、調整交付金の交付状況等によっては、さらに減額されている自治体も存在する状況である。

よって、国におかれでは、国民健康保険を社会保障として存続させ、加入者が安心して必要な医療が受けられるようにするために、国庫負担を見直し、増額されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣　　あて
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

意見書案第7号

外国人地方参政権問題について充分な議論と情報開示を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成22年3月15日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者	川崎市議会議員	飯塚正良
〃	東正則	
〃	粕谷葉子	
〃	西譲治	
〃	立野千秋	
〃	雨笠裕治	
〃	玉井信重	
〃	青山圭一	
〃	伊藤久史	
〃	織田勝久	
〃	堀添健介	
〃	三宅隆介	
〃	飯田満	
〃	太田公子	
〃	山田益男	
〃	市川佳子	
〃	岩隈千尋	

外国人地方参政権問題について充分な議論と情報開示を求める意見書

政府は、今国会における外国人に地方参政権を付与する法案の提出を見送った。

その背景には、この法案に対する賛成論と反対論とが与党内においてもせめぎあつてゐる現状と、国民世論においても賛否両論に分かれているという動向がうかがえる。

本市議会においては、去る3月11日の所管委員会において、この法案に関する請願及び陳情が審査されたが、賛成論、反対論や慎重論まで様々な議論が展開され、継続審査となっている。

一方、他の地方議会においても同様の議論がなされているが、これらについてもやはり様々な意見が交わされ、正に国論を二分するようなテーマとなっている。

こうした重要なテーマについては、立法機関の構成員である国会議員はもちろんのこと、日本国民各位が正確かつ客観的な知識と情報を得ていかなければならない。その上で、多面的かつ複合的な観点から議論を重ねて結論を導き出すことが求められる。

しかしながら、残念なことに現在においては、国政においても地方議会においても、その環境が整っている状況とは言い難い。多くの地方議会でも議論が割れている現状がそのことを示唆している。

よって、国におかれでは、すべての国民がこの問題に関する正しい知識を得て正しい判断ができるように、あらゆる情報や問題点を全国民に開示し、最大限、国益にかなう結論を時間をかけて導き出すとともに、外国人地方参政権の付与が、日本国の国益にどのような影響をもたらすことになるのか国民に分かりやすく提示されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
法務大臣
外務大臣

意見書案第8号

永住外国人への地方参政権付与法案に慎重な対応を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成22年3月15日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者	川崎市議会議員	大島明
〃	尾作均	
〃	林浩美	
〃	坂本茂	
〃	矢沢博孝	
〃	鎌木茂哉	
〃	浅野文直	
〃	石田康博	
〃	廣田健一	
〃	松原成文	
〃	吉沢章子	
〃	山崎直史	
〃	西村晋一	
〃	清水勝利	
〃	橋本勝	
〃	青木功雄	

永住外国人への地方参政権付与法案に慎重な対応を求める意見書

現在、永住外国人への地方参政権の付与について法制化を図るという動きが見聞されている。

我が国には、永住外国人が約91万人おり、地域に密接な関係を持つに至ったと認められる者については、地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして、これまでも永住外国人の地方参政権について議論がなされてきた。

しかしながら、地方公共団体は、安全保障や教育などの国家の存立にかかわる事柄に深く関与しており、日本国籍を持たない外国人に地方参政権を付与すれば、特定の外国人の意向を受けた首長や地方議員が現れ、我が国の安全保障を脅かす危険性が高まり、学校や教育委員会に対する内政干渉が強まることが懸念される。

さらに、最高裁判所は、平成7年2月28日に「公務員を選定罷免する権利を保障した憲法第15条第1項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、この規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないと解するのが相当である」として、参政権は国民の固有の権利であり、在留外国人には付与されていないとの判決を下している。

一方で、国籍法は、第4条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が、憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものとも考えられる。

よって、国におかれでは、永住外国人への地方参政権付与法案の検討に当たっては、慎重に対応されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
法務大臣
外務大臣

意見書案第9号

高校無償化制度の拡充を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成22年3月15日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者 川崎市議会議員 竹間幸一

〃 佐々木由美子

〃 猪股美恵

高校無償化制度の拡充を求める意見書

公立高校の授業料無料化を柱とするいわゆる高校無償化法案が今国会で論議されているところである。

当初、文部科学省は、全体の約3割を占める私立高校生について、年収500万円未満の世帯では1生徒当たり公立の2倍の年間23万7,600円の高等学校等就学支援金を助成する予定であった。

しかし、提出された法案では、年収250万円未満では公立高校の2倍であるものの、250万円以上350万円未満の世帯では1.5倍の17万8,200円に縮小しているため、私立高校の初年度納入金は平均71万円であることからすれば、保護者は50万円以上の初年度納入金を支払わなければならない。

また、公立高校の授業料が無償化になる一方で、私立高校の保護者の学費負担は、年収350万円以上400万円未満の世帯の場合、京都府の約52万円から北海道の約14万円と大きな差が出ることが明らかになっている。

公私間格差のみならず、地方間格差の解消のためにも、私立高校の保護者の更なる負担軽減が必要である。

さらに、政府内で朝鮮学校を同法案の対象外にしようとする動きがでているが、特定の国籍の子どもが通う学校を排除するのは、子どもの権利条約、人種差別条約及び国際人権規約などの国際法規等に反し、朝鮮学校に通う子どもたちに対する人権侵害である。

高校無償化制度は、家庭の状況にかかわらず、すべての高校生等が安心して勉学に打ち込める社会を築くこと、そのために家庭の教育費負担を軽減し、教育の機会均等を確保するところにある。

この制度趣旨からすれば、朝鮮学校を無償化対象から除外するのは法的に問題である。

先月ジュネーブで行われた人種差別撤廃委員会で、朝鮮学校の除外問題について憂慮する意見が出ているところである。

また、子どもは、国籍、民族等で差別及び不利益を受けないことを規定した、子どもの権利に関する条例を制定している本市としても、こうした動きは見過ごせないものと考える。

よって、国におかれでは、私立高校の保護者への更なる負担軽減策をとるとともに、朝鮮学校を高校無償化制度の対象として適用されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

意見書案第10号

労働者派遣法の早期抜本改正を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成22年3月15日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者 川崎市議会議員 竹間幸一

〃 佐々木由美子

〃 猪股美恵

労働者派遣法の早期抜本改正を求める意見書

一昨年来の世界的大不況で、多数の労働者の解雇・雇い止めが行われ、職を失うだけでなく住居も失う労働者が多数生まれているが、3月2日の厚生労働省の発表では、平成20年10月から本年3月末までに失職したか失職する見込みの非正規労働者は、約26万3千人にも達しており、そのうち約5.6%が派遣労働者となっている。

このような中、いわゆる労働者派遣法の抜本改正は、失業者・不安定雇用者の生活支援・就職支援と合わせて喫緊の課題になっている。

先の衆議院選挙で与党となった民主党、社民党及び国民新党は、「連立政権樹立に当たっての政策合意」において、常時雇用する労働者でない者を登録して派遣する「登録型派遣」の原則禁止と製造業への派遣の原則禁止を含む同法の抜本改正を掲げたところである。

しかしながら、厚生労働省が示した改正法の法案要綱では、労働者派遣を行ってはならない業務に製造業を追加するとともに、「登録型派遣」を禁止するとしているが、例外を認めることにより、政策合意で掲げられた原則禁止に大きな抜け穴を開く内容となっている。

よって、国におかれでは、次の事項を踏まえ、労働者派遣法の抜本改正を早期に行われるよう強く要望するものである。

- 1 製造業への派遣については、派遣元に常用雇用されながら派遣先からの指揮命令関係の下で労働する「常用型派遣」が、製造業で働く約5.6万人の派遣労働者のうち約6.3%を占めていることから、「常用型派遣」を例外扱いすることなく、全面的に禁止すること。
- 2 「登録型派遣」の対象業務は、専門的なものに限定すべきであるが、現行法における専門26業務は、専門性に疑問があるものが含まれるなどの問題があるため、その内容を全面的に見直して抜本的な規制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣

意見書案第11号

核密約の認定及び廃棄による「非核三原則」の厳格な実施等を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成22年3月15日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者 川崎市議会議員 竹間幸一

〃 市古映美

〃 佐野仁昭

〃 宮原春夫

〃 石田和子

〃 斎藤隆司

〃 石川建二

〃 井口真美

〃 勝又光江

〃 大庭裕子

〃 猪股美恵

核密約の認定及び廃棄による「非核三原則」の厳格な実施等を求める意見書

政府は、3月9日、日米間の密約問題に関する「有識者委員会報告書」（以下「報告書」という。）を発表した。昭和35年1月19日の日米安保条約改定に伴う核兵器持込み「密約」に関連して、当時の藤山外相とマッカーサー駐日大使が交わした「討論記録」の存在を初めて認めた。

「報告書」は、「討論記録」の存在を認めながら、「討論記録の2項Cだけをもって、日米間に核搭載艦船の寄港を事前協議の対象とする『密約』の証拠とすることは難しい」、「日米両国間には、核搭載艦船の寄港が事前協議の対象か否かにつき明確な合意はない」などと、「討論記録」が核持込みの密約だったことを否定している。

しかしながら、「討論記録」が、日米間の公式の合意文書であり、日米安保条約の一部をなすものであることは、両国政府間でのこの文書の取扱いからも疑問の余地なく明確である。

また、「報告書」は、核持込み密約を否定しながら、「日本政府は、（中略）核搭載が事前協議なしに寄港することを事実上默認した」とし、日本が国是としてきた「非核三原則」が踏みにじられ、空洞化していた事実を認めた。岡田外相も同日午後の記者会見で、核の持込みがなかったと言い切ることはできないとの認識を示した。

「核の持込みはない」と言い繕い、国民を欺いてきた歴代政権の罪は重大である。同時に、米国が「有事」と判断したら、核兵器の再配備をすると宣言していることからすれば、核密約問題は過去の問題だと済ますことはできない。

横須賀を始めとする米軍基地に核兵器が持ち込まれていた疑いが極めて濃くなったことは、神奈川県民にとって重大な意味を持っている。昭和57年に核兵器廃絶平和都市宣言を行い、「非核三原則」の完全実施を求め、核兵器廃絶の世論喚起に取り組んできた本市としても、看過することはできないものと考える。

よって、国におかれでは、「討論記録」が核持込みの密約そのものであることを認めて、それを廃棄し、「非核三原則」の法制化も含めた厳格実施、「非核の日本」に進むための実効ある措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
外務大臣